

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第75号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「第52条」を「第51条の2」に、「温室効果ガスの排出の抑制」を「温室効果ガスの排出の抑制等」に、「第2節 フロン類の排出の抑制（第146条）」を「第2節 削除」に、  
「第3節 再生可能エネルギーの導入（第146条の2—第146条の4）」

を  
「第3節 再生可能エネルギーの導入（第146条の2—第146条の4）」

第4節 低炭素電気の普及の促進（第146条の5—第146条の9）」

に改める。

第6章第5節中第52条の前に次の1条を加える。

（夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針）

第51条の2 市長は、次条第1項に規定する飲食店営業若しくは第55条第1項に規定する夜間営業を営む者又は第60条第1項に規定する客用駐車施設等管理者が、午後11時から翌日の午前6時まで（以下「夜間」という。）における営業に伴って発生する騒音を抑制する取組を支援するため、夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第52条第1項中「午後11時から翌日の午前6時までの間（以下「夜間」という。）」を「夜間」に改める。

第57条中「次条及び」を削る。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

第59条第1項中「、前条の指針に基づき」を削る。

第126条第1項中「同条第2号」を「同条第1項第2号」に改め、同条第2項中「同条第1号」を「同条第1項第1号」に改める。

「第1節 温室効果ガスの排出の抑制」を「第1節 温室効果ガスの排出の抑制等」に改める。

第142条の見出し中「防止」を「防止等」に改め、同条第1項中「及び大気」を「、大気及び海水」に、「を防止する」を「の防止

等の」に改め、「抑制」の次に「及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第2条第2項に規定する気候変動適応」を加える。

第144条の4の見出し及び同条第1項中「の者」を「の事業者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施し、その状況を市長に報告することができる。

第144条の4に次の1項を加える。

3 第144条第4項及び第144条の2の規定は、第1項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

第10章第2節を次のように改める。

#### 第2節 削除

第146条 削除

第10章に次の1節を加える。

#### 第4節 低炭素電気の普及の促進

（事業者の責務）

第146条の5 事業者は、事業活動を行うに当たり、低炭素電気（地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用して発電又は調達等された規則で定める電気をいう。以下同じ。）の調達又は供給に努めなければならない。

（低炭素電気の普及の促進に関する指針）

第146条の6 市長は、事業者が実施する低炭素電気の調達又は供給に係る取組を支援するため、低炭素電気の普及の促進に関する指針を定め、これを公表するものとする。

（低炭素電気普及促進計画の作成等）

第146条の7 市内に電気を供給している小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。）（以下「特定電気供給事業者」という。）は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画（以下「低炭素電気普及促進計画」という。）を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。

2 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画に基づき、低炭素電気の普及を促進する措置を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。

3 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を提出したと

き、及び前項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するよう努めなければならない。

4 市長は、特定電気供給事業者から低炭素電気普及促進計画が提出されたとき、又は第2項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するものとする。

(非該当の届出)

第146条の8 特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(低炭素電気の普及の促進に係る指導及び勧告)

第146条の9 市長は、特定電気供給事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、特定電気供給事業者が、低炭素電気普及促進計画を提出しなかったとき、又は第146条の7第2項の規定による報告をしなかったときは、当該特定電気供給事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第156条第1項中「又は第145条第2項」を「、第145条第2項又は第146条の9第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。